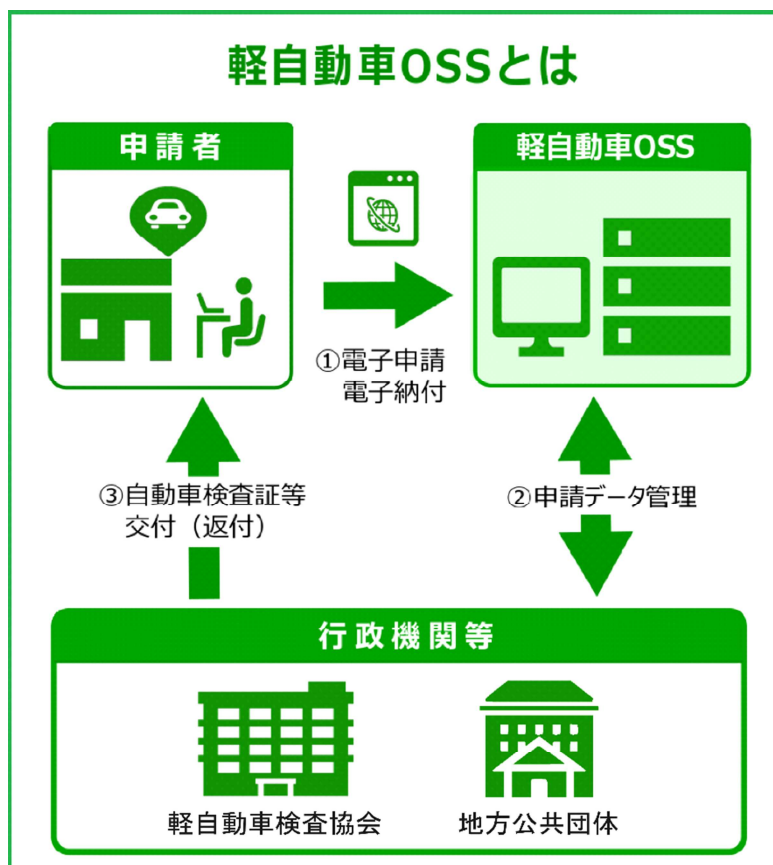


軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS）がはじまります

パソコンからインターネットで24時間365日いつでも、軽自動車にかかる検査の申請、各種手数料や申告納付ができるサービスです。

令和5年1月から、新車購入時の軽自動車保有関係手続も対象となります。

なお、二輪・原付・小型特殊（農耕用等）は対象外です。



詳しくはこちらのサイトをご覧ください。 <https://www.lta.go.jp/jidousya/>



